

労働保険の加入手続はおすすめですか

労働保険に入っていない経営者に、 人を雇う資格はありません。

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

労働保険は、社員とその家族だけでなく会社も守る保険です。

労働保険の加入手続をとられていない事業主の方は、速やかに加入手続をとられるようお願いいたします。

また、事業主に代わって、労働保険の申告・納付等の事務手続を行い、事業主の事務処理の負担の軽減を図る「労働保険事務組合」が設立されていますので、ご検討ください。

労働保険	
労災保険	雇用保険
労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、疾病になったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な給付を行うものです。 また、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその家族の援護、労働者の安全及び衛生の確保を図るための社会復帰促進等事業も行っています。	労働者が失業した場合、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、その生活や雇用の安定を図るとともに、再就職と職業生活の継続を援助するものです。 また、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上、その他労働者の福祉に増進を図るための事業も行っています。

厚生労働省(滋賀労働局)では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、「労働保険の未手続事業場の一掃」を重点項目に掲げ、全国労働保険事務組合連合会滋賀支部と連携して未手続事業場を個別訪問する等により、加入促進を図っています。

未手続事業場で労災事故が発生した場合には、遡って保険料を徴収する他に、行政機関の成立指導等を受けていたにもかかわらず、成立手続を行わなかった場合は事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額100%、また、行政指導等を受けていないものの労災保険の適用事業となってから1年以上経過して、なお手続を行っていない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合「重大な過失」とみなし、保険給付額の40%を事業主から徴収することとなっています。

【問い合わせ先】 滋賀労働局総務部労働保険徴収室 (TEL 077-522-6520)

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。